

令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等により整備等が必要と判明した世界遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事等に係る文化財補助金の補助率について

〔 令和元年12月13日
文化庁長官裁定 〕

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）及び重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項（令和元年12月13日文化庁長官裁定）において、別に定めるものとしている令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等（以下「実態調査等」という。）により整備等が必要と判明した世界遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事等として行われる場合の補助率は、下記のとおりとする。

記

1. 実地調査等により整備等が必要と判明した世界遺産又は国宝（建造物）の防火施設・設備の設置工事等として行われる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができることとする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

（1）申請の1年以内に国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドラインに基づき自主点検をしている場合には、5%の加算を行うことができる。

（2）以下のア～オのいずれかに該当する場合には、各々5%の加算を行うことができる。ただし、当該加算は10%を上限とする。

ア. 申請の1年以内に防災設備の保守点検を実施している場合

イ. 申請の1年以内に防火訓練を実施している場合

ウ. 防災計画（保存活用計画に内包で可。）を策定している又は補助事業の完了日の属する年度末までに策定することを計画している場合

エ. 自主防災組織を設置若しくは近隣の自主防災組織の協力が得られる場合、又は補助事業の完了日の属する年度末までにそれらを計画している場合

オ. 大規模災害時等における敷地開放等の防災協定を地方公共団体等と締結している若しくは補助事業の完了日の属する年度末までに締結することを計画している場合又は地方公共団体が随伴補助をしている場合

ただし、補助対象経費の85%を上限とする。

2. 実態調査等により整備が必要と判明した国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事等として行われる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができることとする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

（1）申請の1年以内に国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドラインに基づき自主点検をしている場合には、5%の加算を行うことができる。

（2）以下のア～イのいずれかに該当する場合には、各々5%の加算を行うことができる。

ア. 文化財救出計画を策定している又は補助事業の完了日の属する年度末までに策定することを計画している場合

イ. 文化財救出訓練を実施している又は補助事業の完了日の属する年度末までに実施することを計画している場合

ただし、補助対象経費の85%を上限とする。

3. 地方公共団体は、1. 及び2. における補助金の額を調整するときは、随伴補助を行うことに努めることとする。